

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第三号  
平成二十九年三月一日発行（抜刷）

史料紹介

岩井田家資料

『留主中心得雜記』

文久元年（一八六一）

濱 千代 早 由 美

## 岩井田家資料『留主中心得雑記』文久元年（一八六一）

濱 千代 早 由 美

### □要 旨

本稿では、伊勢市宇治館町の旧物忌家・岩井田家所蔵の資料の中から、年中行事記について紹介する。

岩井田家所蔵の資料群（以下、「岩井田家資料」）には、『天保三年冬東行中留主居心得申被事 留主中心得之雑記』『留主中心得雑記』『年中行事記草稿』の三篇の年中行事記が含まれている。これらの資料は、江戸末期から明治維新をまたぐ時期に記されたものであり、宇治の町がむかえた変動期について理解する手掛かりとなる。

年中行事は、毎年、毎年、同じ時期に繰り返される一連の行事である。本稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意すべきもの、連絡すべき人、膳の配置、供物の供え方などが細かく記され、変更点はその都度追記された。そのため、欄外に膨大な追記がなされ、押し紙による修正や加筆が繰り返されている。記帳の方法は一見煩雑に見えるが、岩井田家の人々の行動を規定する判断基準となっていた。何をどれだけ用意するのか、どのように用意するのか、どのような人や部署に年頭の挨拶に行くかなどが細かく記され、付き合い方の判断は、記録されたこれらの「先

例」にならって行われた。何らかの変更をする場合は合理的な判断の元に行われ、変更もまた追記されていた。したがって、これらの年中行事記の記述を通して、祭祀のあり方のみならず、社会構造について理解することも可能になるだろう。

本稿では、まず、文久元年（一八六一）に記された『留主中心得雑記』について紹介する。この史料は、ほかの年中行事記と比べると、神職や御師同志の交際についての記述が厚く、神宮での職務を遂行しつつ、地域社会で円滑な人間関係を築くための記録とみることができる。

### □キーワード

年中行事、御師、社会構造、社会変動

## 一、岩井田家所蔵の資料について

岩井田家は、鎌倉時代以降、近世まで内宮大物忌父おぢのいみちちちを家職とした。大物忌父は、神宮祭祀のうち、神饌や玉串の奉典、正殿の鍵の取り扱い等の重要な役割を担う童女(物忌、子良)の補佐役とされ、神宮内で重要な地位にあった。中世頃より、大物忌父は権禰宜を兼務し、長官禰宜の被官として公文等の職にも携わった。明治四年(一八七二)、新政府の宗教政策の一環として、伊勢神宮の制度改革が断行されるが、岩井田家も例外ではなく、この対象となった。御師廃絶後は、何人かの御師とともに養蚕業をおこしたり、神宮皇學館の学生対象の下宿を営んだりしていたようである。しかし、神宮との関係が途絶えたわけではなく、十六代尚行ひさゆき(天保一〇年四月一八日〜明治二九年四月一六日)は、その後、再度神宮主典に任じられ、遷宮造営などにも関わり、後には権禰宜となっている。

岩井田家資料は、①御師活動、②御師廃絶後の殖産興業、下宿業(神宮皇學館の学生対象)、③神宮、④家乗に関する資料からなる。時代的には、中世も含むが、近世から昭和一〇年代にかけてのものが中心である。本稿では、これに含まれる年中行事記について紹介する。年中行事記は、岩井田家の家庭内の行事のみ記したのではなく、岩井田家の御師活動や宇治の地域社会における位置づけ、神宮との関わりなどを知ることのできる史料である、

## 二、岩井田家の年中行事記

岩井田家所蔵の資料群(以下、「岩井田家資料」)には、『天保三年冬東行中留主居心得申被事 留主中心得之雜記』『留主中心得雜記』『年中行事記草稿』の三篇の年中行事記が含まれている。このほか、岩井田家に関連する年中行事記として、

『内宮子良年中諸格雜事記』があり、この史料については既に翻刻されている<sup>①</sup>。

明治四年、新政府の宗教政策の一環として、神宮の制度改革が断行された。これによって、旧来の祀職家や御師などが廃絶することとなり、宇治や山田の暮らしは大きく変わった。これらの史料は、明治維新をまたぐ時期に記されたものであり、宇治の町がむかえた変動期について理解する手掛かりとなる。これらの史料の性格と、およその成立年代は以下の通りである。

### ①『内宮子良年中諸格雜事記』寛保元年(一七四一)

内宮地祭物忌父を勤めた原時芳が、寛保元年(一七四一)に記したもので、時芳の子孫である時量の代に、岩井田徳輝が譲り受けた。以後、岩井田家に伝わった自筆原本を底本としてまとめられたものである<sup>②</sup>。徳輝は、享和三年(一八〇三)に生まれ、安政六年(一八五九)に亡くなっている<sup>③</sup>。祐宜を経て、天保五年(一八三四)年正月、物忌に補され、弘化三年(一八四六)五月五日、一薦に転じた。神宮文庫には、孫福弘孚が書写し、頭注と書き入れを行った複写本が収められている。

白散御饌をはじめ、諸祭の準備や直会、配分などが詳細に記され、子良長官年札乃式法、子良放など、物忌父としての記述も特徴的である。四篇の中では、神宮の神職家の記録としての性格は最も濃い。神宮関連の事項にとどまらず、岩井田家初連歌、節会行事、三座申樂翁始、宇治二郷子火、弓祭などの岩井田家や宇治郷の行事についての記述も豊富である。

### ②『天保三年冬東行中留主居心得申被事 留主中心得之雜記』天保三年(一八三二)

この記録は、記された年代からみて、徳輝の代の記録と考えられる。冒頭に「臨時用向之事」とあり、まず職務執行(政所)の件が記され、途中から年中行事記についての記述となる。記述事項については、次に記す『留主中心得雜記』とほぼ重複している。

### ③『留主中心得雑記』文久元年（一八六一）

徳輝は安政六年に亡くなっているため、文久元年（一八六一）に記された『留主中心得雑記』は、徳輝が亡くなった後、その子である尚行の代に実施していた年中行事とみることができる<sup>6</sup>。

本史料は、④の『年中行事記草稿』と合綴されている。冒頭に朱で、「臨時用向之事」とあり、『天保三年冬東行中留主居心得申被事 留主中心得之雑記』と同様に職務執行（政所）の記述で始まり、途中から年中行事についての記述となる。一〇月から三月まで記した後、一二月から記述を再開している。内容は、書類の雛形や手伝い人への賃金、「私参宮」、臨時奉幣の手配等の記録が多く、膳の詳細、着座等が、図入りで記されている。行事の実施にあたっての連絡先、年礼のやり取りなどの「覚え」のような加筆も多い。非常に実務的なもので、家に関する儀礼はほとんどみられず、神職としての出仕記録（祝詞の準備、竈木の手配、服装等）、子良の饗応についての記述が多い。加筆の仕方から考えると、何年かに渡って参照されていたようで、途中からは、その日の天候なども含めた日誌的な記述になっている。

全ての年中行事記に共通することであるが、行事の多くなる一月、六月、九月、一二月の記述量が相対的に多くなる。ただし、一二月については、六月とほぼ同様のものが多いためか、簡略化された記述になっている。

『留主中心得雑記』一月の項では、年礼のやり取りや、燈明をとますことなどについての記述が多くなっている。正月の年礼は、神拝を済ませた後に、親族や交友のある家に年賀を述べにまわるものである。『宇治山田市史』（宇治山田市編、昭和四年）によれば、神官の場合は、身分相当の装束でまわり、年玉として差樽、八帖（美濃紙、あるいは半紙二帖を上包して水引をかけ、田作を熨斗の代わりに二つつける）、扇子、干柿、牛蒡、蜜柑、手拭、呉服、太物などを持参したり、使者をたてて送った。『留主中心得雑記』には、このような贈答の内容が詳しく書かれ

ており、神宮の祭祀に関する記述は減ったものの、神職や御師同志の交際についての記述の厚みが、年間を通して増している。本史料は、神宮での職務を遂行しつつ、地域社会で円滑な人間関係を築くための記録と言えよう。

### ④『年中行事記草稿』明治十四年から明治二十三年頃か？

本史料は、③の『留主中心得雑記』と合綴されている。『年中行事記草稿』については、明確な年代等が記されていない。本文中に、尚行とその妻や母についての記述が認められ、尚行の時代の記録であることは間違いない。また、本史料には養子についての記述もあり、明治八年（一八七五）生まれの少年が明治十四（一八八二）年頃に岩井田を名乗っている書簡と、明治二十三年（一八九〇）の年末に離縁したことを尋常小学校に届けた「異動届」が残っていることから、明治十四年から明治二十三年頃までにおおよその体裁が整ったと考えられる。さらに、尚行の「正忌日」についての記述があることから、尚行が亡くなった明治二十九年（一八九二）以降も参照され、追記されたようである。

神宮改革後に記されたものであるため、『留主中心得雑記』に比べると、御師としての記述、神職家としての記述が薄くなっている。その一方、献立や膳の配置、用意するものの内容が、より詳しくなり、図も多くなっている。また、新暦と旧暦の併用や、家族に関する行事（誕生祝い、命日）、明治維新後に行われるようになった祭日の記述、改暦後の変更点についての記述等が出てくるのも特徴である。

年中行事は、毎年、毎年、同じ時期に繰り返される一連の行事である。本稿で参照する史料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意すべきもの、連絡すべき人、膳の配置、供物の供え方などが細かく記され、変更点はその都度追記される。そのため、欄外に膨大な追記がなされ、押し紙による修正や加

筆が繰り返されている。『天保三年冬東行中留主居心得申被事 留主中心得之雜記』と『留主中心得雜記』の記述事項はほぼ重複しているが、後に記された『留主中心得雜記』の方には、頻繁に追記がなされ、より詳しく具体的な内容となっている。

記帳の方法は一見煩雑に見えるが、これらの記録が、岩井田家の人々の行動を規定する判断基準となっていた。何をどれだけ用意するのか、どのように用意するのか、どのような人や部署に年頭の挨拶に行くのかなど、付き合い方の判断は、記録された「先例」にならない、変更する場合は合理的な判断の元に行われた。これらの変更もまた追記されていた。したがって、これらの年中行事記の記述を通して、祭祀のあり方のみならず、社会構造について理解することも可能になるだろう。<sup>7)</sup>

『年中行事記草稿』、次いで『留主中心得雜記』の順に合綴されているが、今後、各資料の記述内容について比較をする上での便宜上、まず、『留主中心得雜記』の記述内容について紹介する。

附記一 本稿は、平成二六年度～平成二八年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)(一般))「伊勢神宮の御師廃止と参宮者の関係性再構築に關する調査研究」 課題番号二六三七〇〇七二 代表者・櫻井治男)による研究成果の一部である。

附記二 史料の翻刻にあたっては、故櫻井勝之進氏、ならびに櫻井治男氏より、大いなるご教示をいただいた。

附記三 現御当主である岩井田尚正氏には、多大なるご理解とご協力を得て、調査を継続させていただいたことに感謝申し上げます。

## 注

- (1) 岩井田家資料のうち、四三四点が、昭和四〇年(一九六五)に神宮文庫に寄贈され、西川順土によって整理された。その残余の部分について、筆者を含むグループが『伊勢市史・民俗篇』の編さん事業(平成一三年度～平成二〇年度、財団法人福武学術文化振興財団助成(平成二二年度、篠田学術振興基金助成(平成二六年度～平成二八年度)、科学研究費助成事業(平成二三年度～平成二五年度、平成二六年度～平成二八年度)等の資金を得て、調査を継続している。
- (2) 神宮司庁編『増補大神宮叢書十四 神宮年中行事大成 後篇』昭和一四年(吉川弘文館、平成二〇年)所収。
- (3) 以下は、前掲書、神宮司庁編(昭和一四年)の「解題」による。なお、岩井田家資料の中に、該当する史料は認められない。

- (4) 徳輝の葬儀記録については、濱千代早由美(平成一九年、平成二六年)等で言及した。
- (5) 孫福弘字は、一時期、岩井田姓を名乗った養子の後見人になっており、岩井田家と密接な関係にあったようである。
- (6) 史料中に「徳輝」の名が出てくるが、「先例」として既存の年中行事記(例えば『内宮子良年中諸格雜事記』)等から転記したためと考えられる。
- (7) 拙稿(濱千代早由美 平成二五年)において、『留主中心得雜記』、『年中行事記草稿』、『内宮子良年中諸格雜事記』の記述内容のうち、岩井田家の家庭内の年中行事に注目し、神主家がどのような近代を迎えたのかについて分析した。これら三篇の記録は、それぞれ記述方針に違いがあり、宇治の暮らしは、これらの年中行事記に記された行事、すなわち、神宮に関する年中行事、御師としての年中行事、宇治の民俗としての年中行事、個々の家の年中行事がそれぞれ行われることによって、総合的に成立するものである。

## 参考文献

- 伊勢民俗調査会編『伊勢市の民俗』伊勢文化会議所、昭和六三年  
伊勢市『伊勢市史 第八卷 民俗篇』伊勢市、平成二一年

井上頼寿『伊勢信仰と民俗』、神宮司庁教導部、昭和三〇年

岩井田家所蔵資料調査チーム岩井田家未公開資料特別展図録編集WG編『平成二二―

二五年度文部科学省科学研究費・基盤研究(C)一般(課題番号二三三二〇〇八八)

「近代の伊勢神宮改革と御師制度廃止に伴う伊勢信仰の相克に関する基礎的研究」

成果報告 岩井田家未公開資料特別展 館町の御師」、平成二六年

宇治山田市編『宇治山田市史料』宇治山田市役所(伊勢市立図書館蔵)、昭和三年

宇治山田市編『宇治山田市史』宇治山田市役所、昭和四年

宇仁一彦「宇治郷の変遷と自治制」『社会と伝承』第八巻、昭和三九年

皇學館大学史料編纂所編『神宮御師資料内宮篇』皇學館大学出版部、昭和五五年

櫻井勝之進「内宮門前町に見る儀礼文化」『神道研究ノート』国書刊行会、平成一〇年

神宮司庁編『増補大神宮叢書十四 神宮年中行事大成 後篇』昭和一四年(吉川弘文館、

平成二〇年)

濱千代早由美「幕末期における伊勢神宮師職の葬儀」『一萬得輝神主御逝去ニ付萬控』、

『徳輝神主列帳』、『三重県史研究』第二十二号、活文化部文化振興室県史編さんグルー

プ、平成一九年

濱千代早由美「明治維新前後の神宮神職家のイエ儀礼」『明治聖徳記念学会紀要』五〇号、

平成二五年

濱千代早由美「宗教都市におけるケガレの操作と『清浄』概念の共有」鈴木則子編『歴

史における周縁と共生―女性・穢れ・衛生―』思文閣出版、平成二六年

濱千代早由美「ケガレの発生と操作―近世伊勢の御師史料の解読―」鈴木正崇編『森

羅万象のささやき 民俗宗教研究の諸相』風響社、平成二七年

(はまちよ さゆみ・帝塚山大学非常勤講師)

## 【資料翻刻「留主中心得雑記」】

### 凡例

一、岩井田家所蔵にかかる『年中行事記草稿』、次いで『文久元年辛酉冬 留主中心得雑記』の順に合綴されている史料(ともに、半紙二ツ折袋綴)のうち、『文久元年辛酉冬 留主中心得雑記』の翻刻である。

一、翻刻にあたっては、原文に忠実にあるようつとめたが、旧字体、異体字は通行の文字に改めた。また、字配りも、印刷の都合上、原文通りでない場合がある。

一、欄外の記述、押し紙については、で囲んだうえで、なるべく現状に即した位置に挿入した。

一、本文中の図については、略したものもあるが、特徴的なものについては、部分的に挿入し。それぞれ注記事項を記した。(図については、原寸ではない。)

文久元年辛酉冬 留主中心得雜記

岩井田家

臨時用向之事

〔一〕 祢宜物忌玉串内人機殿神戸等補任願出候ニ付解状之御政印願出候節 御政印行ひ方先ニ記ス 但し横地有候相頼可申事

〔一〕 新補祢宜物忌玉串内人五位六位権祢宜等補任到来ニ付宮奉行書繼願出候ハ、補任并任料 祢宜五拾三匁 五位十匁 物忌玉串拾六匁 六位七匁五ト 預リ置明日頂戴ニ可被出候旨申遣ス 右□有尔田包

右書繼之年中諸文案下書之通相認司奉行江繼也但し祢宜物忌玉串五位六位各有差別委細案書ニ委し 右認め之表江左之通相記ス 年号何年何月何日 弘 義 (花押)

左近殿差支ニ而代人 余人相頼候節ハ 其人之書判相認事

右相認置翌日名代罷出候節差遣ス

右書繼者左近殿相頼可然事

右神主中相廻し候而再持參御政印之儀願出候ハ、明日可被出旨申入預り置直ニ横地殿へ 御政印相頼可申事

但し 御政印行ひ方先ニ記ス

翌日 御政印相濟候ハ、横地殿受取置名代之者罷出候節遣ス無滞相濟目出度存候旨祝詞申入遣ス

右宮奉行以上祭主下知司奉行等之日附委敷補任□、黒長箱ニあり 記し置可申事前々之様ニ習ふべし

一 内人補任之節為祝儀酒肴到来候ハ、三ツニわり政所公文三人配当可申事 右配当之儀横地殿頼可然事

〔一〕 出職官家分来候ハ、預り置受書遣ス左之通

半切書

一 出職 拾式通

右司奉行相調候ニ付為持被遣樋ニ致落手候

宮奉行相調早々廻達可致候以上

何月何日 内政所大夫

内家司大夫殿

状箱之書

内家司大夫殿 内政所大夫

之よし奉各土佐奉書等之切レ□(虫損)ニ書

右出職書繼認方年中諸文案ニ委し物忌六位等之書繼(書足…紙伊予奉書)と同様也司符江つぎ繼めの表へ年号月日書判前之如し

右出来次第神主中座順ニ相廻しちふげん 如判不殘相濟次第御政印横地殿へ相頼翌日横地殿受取候而拾式通之内式通当方へ残置拾通官家へ為持遣ス中間白木之

長状箱ニ入り送り書附入遣ス 出職壹枚をはふしことぐ巻也



如此

半切か

一 出職 拾通

右宮奉行相調為持遣候御落手被成候 己上

月日 内政所大夫

内家司大夫殿

右状箱張紙上書致し内宮司大夫殿内政所大夫封を付為持遣ス

祭主下知 司奉行宮奉行等日附補任録へ記し置可申事

一 出職頂戴願出候ハ、任料 銀廿四分 受取本人住所名字実名呼名并主人姓名等委しく尋置候而

本職始めの処

祭主下 太宮司

秦 名乗

此処へ如此書入ル也

右人補任 (……)

、同、

右之通書入ル名乗無之者ハ当方二而名乗附遣ス也扱又出職之表司符始の辺江

「挟み込み」

司符初の辺トハ中ノ紙ノ初の辺へ書記事也  
司符トハ不上包

「挟み込み」

上包ノ処ハ此ことぐ也

何某家来

年号月日補

何町 何之何右工門

右之通相記し土佐奉書或ハ三好奉書ニ而包上書

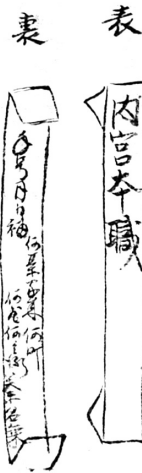


表 内宮奉職  
裏 年号月日補 何某家来何町 何某何兵衛奉名乗

右之通ニ致し遣ス也 町所名前并月日等補任録へ記し置べし

右等用向惣而左近殿江相尋合預差図取計可申事

一 御祈ニ付注進状御政印之儀官家分申来候ハ、預置早々横地殿へ遣し可申事

惣而御政印之儀者横地殿江申遣ス 横地殿差任之節者式部殿相頼可申又両所共差支之節者内人ニ而も相頼可申候事但し内人相頼候節者式部殿口上を以而何之御用ニ付 御政印相調可申処 政所公文并何ら之差支ニ付何人内人何某相頼御政印為調申候旨官家へ届ケ可申事口上也

一 御政印行ひ方左之通

一 御祈之節御政印儀者度々之例日記ニ委し可見合



一 祢宜物忌玉串内人機殿神部等補任願之節解状御政印之事

皇太神宮神主解申請祭主三位裁事

請 (朱) ……

副進 ……

右得彼名乗 ……

……

年号月日 大内人上六位荒木田神主

祢宜荒木田神主

(図 略)

一 祢宜物忌以下補任到来之節書繼も相濟祢宜加判も相濟口上 御政印之事

つぎめ也

宮奉行 宣旨口 宣案并祭主下知司奉行如右仍

到来

年号月日

祢宜 ……

(図 略)

右祢宜之外 宣旨之式字なし又五位之外口宣案三字もなし然れ共政印行方同様之件

祢宜 物忌 玉串内人 五位

右繼目之印四ツ也

六位権祢宜 諸内人 副物忌 機殿神部

本職

右繼目ノ印式ツ也心得遣無之様致すべき事

一 職掌 御政印

庁宣 宮掌内人等

右人

祢宜 月日

(図 略)

右御政所印儀者惣而横地殿へ申入候事ニ候得共若同人差支之節代人相頼候節心得之為記し置

一 世木寺威徳院合何等申出候共留主中之趣申入延引可為致事

一 小朝熊森枯木出来候ハ、天保五年十一月之日記先例之通取計可申事此分之儀者勝手ニ取計申間敷事

十月 九日遠閏日二付 岩井寺ニ 米壹舂 麩三品遣又事

一 晦日黒米壹升 山神館ニ遣又

右明朔日神事之節御借可下候様申遣又

十一月

一 初申ノ日 氏神祭之祭具 (異筆) 小豆 壹升

白米 五升 黒米 五升

大根 壹把 生魚 壹尾

鯉節 御酒 洗米 塩

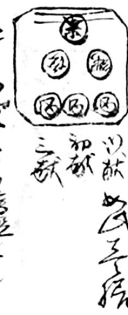
鯛か鱈か  
すゞき二而もよし  
各あり合  
二而よし

奉

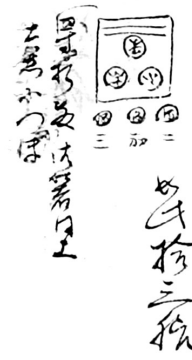
床

玄米五升 大根居台  
 小豆壹升  
 白米五升 魚居居台

守折敷は若名信經し



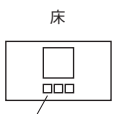
守折敷は若名信經し



祭り様

玄米五升 大根居台  
 小豆壹升  
 白米五升 魚居居台

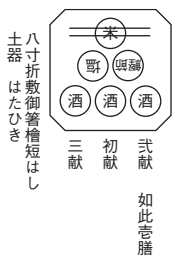
鎌州國



水酒備ル如此



神酒備ル如此



八寸折敷御箸短はし  
 土器はたひき



四寸折敷御箸同上  
 土器小つば

八寸折敷ニはたひき土器ニ盛備ル事壹膳、四寸折敷小壺土器ニ盛備ル事拾三膳也  
 ふせつを敷其上に案ノ板を五脚居中ノ案上ニ八寸折敷壹膳居左右ノ案上に四寸折

岩井田家資料『留主中心得雜記』文久元年（一八六一）（濱千代）

敷三膳ツ、居事四脚左之頭に下座江向いて案ノ板壹脚又居あり。此案ニ四寸折敷  
 壹膳居御神酒三献也。壹献毎ニ八拜八平手あり相終り而後中八寸ノ膳を下ケ祭主直  
 会也。但し直会之時八寸折敷  
 右祭主者横地殿相頼可申事

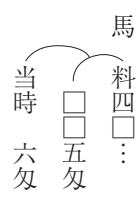
一 初旬之内来十二日神事馬申入置べし

一 十日神態神事米取ニ来候ハ、遣入黒米壹舂  
 但し宮  
 ます也  
 はちばんといふ

ます也  
 はちばんといふ

一 十一日冬季神態 詔刀 政所 供一人

一 十二日次日神態 詔刀 政所 供一人



十二月

- 一 初旬俵田や茂兵衛方ニ飯筭六ツ来十一日迄ニ持参候様申入
- 一 諸詔刀乍恐時前認置可申候事 文例諸文案ニ委し
- 一 同職掌用立之事
- 一 認方諸文案に委し 紙大伊平也格式枚相認
- 一 壹ツニ遣し下ケ札政所と書附

一 同断公文処分拾式枚萬事同前下ケ札公文尚行ト□

一 同大藤波へ杉谷米取ニ遣ス 中げん袴

但し先方ハ沙汰有之候而ハ遣ス也 三升八合取也

一 十一日 白米壺斗岩井寺へ遣ス 年中時米也

〔押紙〕

す、拂 御酒粥田作諸神へ備へ大国夷三方荒神ハ粥計也

朝 祝えせん 大根汁 ハチク 田作式勺 大根漬ニ勺

但し麦めしも焚事

□菜ハ干魚のみ也

燈明なし

ひる 麦飯ハ大根にしめ 夕 白めし いわし かす汁 大根

鱈 ひるに者 酒壺升出ス 午年九月□七五三共□切ニ相成候 竹

ハ岩井寺ニ而切 寺ハ寺男遣ス

夜喰見計

夕神 □□御餅如常

一 十三日 す、拂家来中 昔ハ家来中来ル

年男一人 順番□来

三人 女雇人一人

す、取後七五三ヲ作ル

一 同夜天如御炎上之当日ニ付勢揃有之当方名代一人宮中廻り子ら殿へ相詰可申候事

一 同日召立調子之事官家へ召立持参致し交名帳校合致す也  
左通為相頼可然候事

一 十三日十四日十五日之内麴到来 五升八十六日也御用

五升八十八日之御料也十六日之分ハ長官宿館へ遣し万度受取来麴役人へ相渡ス仍而当方ハ請受なし十八日之分ハ請文当方ハ遣ス

ミの紙立書上包半紙

請預麴之事

一 御神酒麴 五升也

右者来十八日御餅御用也如例被調進之目出度請預り候仍而請文如件

年号月日 岩井田右近

尚(花押)

玉垣御厨

麴役人中

一 同十四日飯笥六政所ハ奉納長官宿館へ為持遣ス兼而認有之

一 職掌 拾式枚政所ハ長官宿館へ為持遣乞加判

公文分拾式枚

一 十五日納出<sup>下上</sup>内人稻札持参候ハ、早々相調又出納江相渡ス認方諸文案ニ記ス

一 同夜御占神事 召立政所 供一人

一 同十六日差符八通駈使之者取ニ来ハ別相渡ス

一 同日熨斗五十 さゞい五十 檜籠 出納ハ受取

一 同日川原祓神事前御巫内人来候節入用黒米壺升<sup>はん</sup>ハ角三方ニ盛宅座壺出御祝

のし式枚土器三枚御酒少々用意致し右近殿へ相頼兼而可預差候御事

一 同日有尔ハホフロク大小ニ台受取

一 同夜宵晝御餅政所なし

一 同十七日月次祭 詔刀 政所 供一人

一 同日山向分麴取ニ参候ハ、壺升遣ス但し替りクロ米壺升来

一 同十八日夜 私御饌 詔刀 四本政所 供一人

一 同日明日之饌米其外共用意可申事

こし高といふ物用意可申事祢宜一人前式ツつ、入用也  
入用也



如此者也 明日

一 同十九日月読宮詔刀出納内人江渡

一 同日明日小朝態饗膳酒肴用意可申事 明日之処ニ出ス

一 廿日小朝態神事 詔刀 政所 供一人

一 今日神事後祢宜参籠之人数へ盛ル 但し不参へも送ル

饗膳之事物忌以下者四ツ時迄ニ取ニ参り候ハ、遣ス為持遣スニ不及也

〔押紙〕

午年

米かしこめ式升ニ而祢宜八人物忌七人盛立テに半分も皆也 御米右之人  
数備ならハ かし米ニテ一升五合も焚ハ余り也

飯米式升ニテよし用意共三升むせハ沢山也

当年五升むし事

飯高盛



祢宜<sup>チヤット</sup>十どかわらけニも 物忌以下はたひき土器ニ盛  
りとくらべと云木のは なりとくらべニてまく  
三枚にて包こよりにて 事ハなし  
ふたところ結

せんべ餅 五枚 はたひきにもる 丸餅也わたり三寸位 金さし

あつ壺分弱

大根 さいわり 四切 こつぽかわらけニ盛とくらべの葉切敷

ゑひ 祢宜ノ分おしわり三ツ 物忌ノ分 丸切式□ 小つぽかわらけとくべへ敷

汁 赤ミそ汁のみ大こんをい てふの葉の如くきる也 小つぽ

さしみ 祢宜五 物忌三 小つぽ とくらべ敷

すし津 しよふが 酢也 小つぽ

なます 大根 魚角切 しらが 小つぽ

此饗膳事  
家来伊之助  
巧者也

〔欄外〕

祢宜以下送ル事なし彼分取ニ参

外ニ祢宜江へハこし高式ツも附ル

物忌下子ら母らト同断也 こし高なし

小役人出納人長山向等也

せんべ 三 汁 さいわり

なます さしみ ゑひ

すし津

一 廿二日 のじり詔刀 出納へ相納へ相渡ス

一 麴米元日之御料也

一 廿四日いそべ詔刀出納へ相渡ス

一 廿四日明夕餅搗ニ付年男夫婦米かし候竈拵之事

一 廿五日風宮神事 詔刀 政所 供一人前

〔後筆〕 岩井田

一 同日餅搗家来中参ル

米入用高 餅備用等別帳有之

七五三半し半分切三勺足十式枚とし大國夷子分五結雛形廿四

門玄関はなし  
五勺ツ、廿枚ニ又

ヨセ神長三勺あし

金ノ神五勺半し□□

本五結

御霊棚同上

十二枚□□

一 大晦日用祓用意可申事

御供 半書麻共

のし包

直会包

書三十半式十位 外ニ白折書之用意

半紙劔先 一メ

麻緒祓同断

伊平劔先 壹束

半し 代参劔先 千

月参劔先 千

但し残り物調子其数ニ応し可申事

兼而前日銀相場き、に遣事

一 廿五日六日迄ニ出職其外任料 七月以来之分 勘定致也

官家へ差出し可申事

任料 配当分

祢宜 此内

十六匁 長官

五拾三匁

十六匁 政所

廿一匁 公文兩人

メ五十三匁

物忌玉串

此内

十匁 長官

十六 匁

四匁 政所

式匁 公文兩人

五位十匁

六位七匁五分

出職廿四匁

此三口共壹ツニ合 惣高五ツ割ニ致し

式部長官 式部政所 壹部公文兩人

右之通ニ割目録相添長官へ出ス受書来ル也、目録認方補任録ニ先例有

右公文之分を式ツニ割壹部横地へ遣ス跡壹部ト政所分者岩井田受納也

割附方等補任録へ記し置可申事

〔押紙〕

廿八日晝八日市場にて夷子請之品左之通

則廿七日夜ノ内也

小判 式十両 富俵壺把 橙タケ 式

末広 式本 昆布式枚 夷子一枚

はぜ 一袋 鬼押木三把 ところ式

右之通毎年泉館下男ニ請候事

正月

一 元旦御饌 政所 冠衣 詔刀 四方拝

吉書 供一人

一 同日且中安全大盛相備

一 小林佐右エ門 半御饌備ル 但し当人参詣を致へき事

さ、地藏

一 上中旬之日

撰吉日御竈木奉納之事 常蔵へ可申附事

右名札 荒木田尚行



明治三年メ 壺荷十メめも□

一 祢宜加役之書状来候ハ、返事認方諸文案ニ記ス

一 山田松尾大夫の米到来候ハ、高□仮受書半切江相認遣し候置 後日使

者継上下之者 罷出候願出受文遣ス左之通

ミの紙

覚

一 束 三斗也

右者濃州安八郡神税米之内被遣之目出度致受納候為念如斯御座候以上

年号月日 岩井田相模 (追筆にて) 左馬

尚(花押)

松尾大夫殿

一 京年頭用中瀬源司江相頼可申事

〔欄外〕○酉年合休

〔記述を上より抹消〕

一 京丸山御祓拵 正五九月同断也

半御□祓 式疋

のし包

直会包

角□

講中祓

伊平□□脇田 山栄講

右麻九寸 持参申

書状壺通伊平

□

京都丸山 両宮

丸山堀河弥蔵 岩井田右近

吉野や忠兵衛様

右大伊平半紙二而包飛脚へ遣ス

一 中之地蔵町小林作エ門へ半御供被  
壹包大半紙二而包御参ニ為持遣ス事

〔欄外〕  
岩井田連哥六日  
伊勢海連哥廿五日

岩井田連哥并伊勢海連哥

一 連哥一順到来候ハ、左近殿か大國殿か相頼相添ハ、長官へ遣ス事

一 参宮帳差出候様長官分申来候ハ、一臈へ其段相頼候事

〔押紙〕  
二日大工削始ニ来  
年玉物遣ス左之通  
半紙 二折 上草履一足 烏目 百銅  
扇子 一对 餅 壹重

一 同日乳母分申柿半抱来

一 同日朝熊村年寄兩人年礼ニ罷出年玉物俵餅拾枚差樽壹荷酒一升 来当方年男  
遣取

三方雑煮重之物鉢 さしみ 鉢 なまこ 吸物 魚 二而酒出ス下部へもなま  
こと外ニ壹品見合せ酒出ス  
年玉のお引五卜包式当時ニて

一 同日地廻り年礼岩田江申入候事

一 同日親類へ樽遣ス

○館井面様 ○川原井面様 、畑中川様

、中ノ切中川様 、太郎織部様 坂正親 塩魚 式枚

○横地様 ○磯辺館様 ・浦田様

・佐八様

○磯辺主馬 八羽当年分遣スべきかせん方分来候ハ、可遣

右各返礼来

人長年礼ニ参り候節□祝置ス事有、但シ当時任時送元来年玉海老一連ツ、持参可  
申処五歩包ニ而用捨いたし具候様との事ニ而当時如斯仍而当方□祝も依時宜

一 三日人長年礼ニ参年玉五卜包 壹ツ、

御竈木奉立来五日ニ受取ニ出候様申入遣ス

〔欄外〕 認方 年中諸文案ニ記 一 権人交名長官公文所ニ参相調可申也

一 明日迄ニ御竈木奉送用意可申事

右左近殿相頼可申事

右人長へ相渡も追而廻り来候節拙名のり之下へ奉ノ字を書 尚行奉 如斯

一 同日神領六ヶ村庄屋年礼ニ出各年玉物持参当方分鏡餅壹重ツ、遣ス也

一 五日明六日連哥当番之方分到来物

連哥 一順 壹通 黒米 五升

差樽 □ 酒一升 多葉粉 式両

白米 五升  
水引 五把  
みせ 五枚  
海老 壹連 数十  
薄茶 壹包  
箱扇子 壹箱  
右当番之祢宜分受取明日御出勤也  
人数尋置可申事

一 明日連哥饗応用意可申事 明日之処へ記可見合

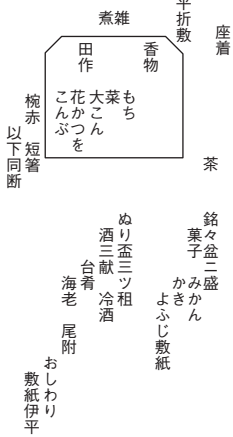
一 同日通り村勝田大夫於山神社翁能奉行可申、数十来当方不參之趣申入拾式銅  
壺石備呉候様申遣ス

一 同日人長罷出御竈木奉送相渡ス

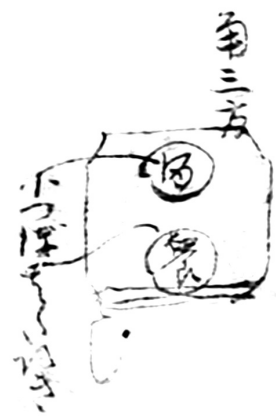
一 同日麴到来請文遣ス如十二月十八日  
但し七日之御料也 十五日之分来候ハ、受文ニて紙ニ相認遣ス也

一 六日連哥饗応之事

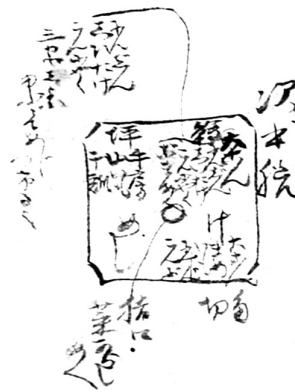
平折敷 座簾  
煎雜 香物  
田作 菜もち  
花かづを 大こん  
こんぶを 海老  
尾附 敷紙伊平  
以下同断



次読合後床二備ル



次二本膳



台肴

鯨 やき

敷紙伊平

御酒

式献め分亭主之御酒  
二而挨拶

もずく汁

こふのもの

たくはん

引而

御薄茶

めいくわん

くわし

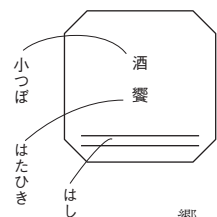
あられ

くろまめ

よふじ

しき紙

角三方



饗高もり

御供之通

出勤中直会

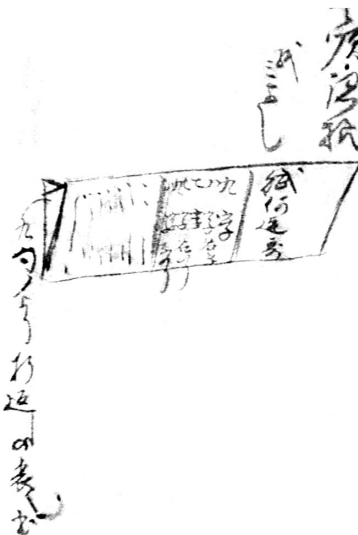


右亭主代左近殿二而も相頼可申候事

着後大紋打掛二袴也

一 執筆心得之事

此日受取候一順をみよし折紙江兼而写し置座着雑煮相添候後読合せ執筆着服  
素襖打掛二袴也亭主兼勤二てもよし



吉願認様  
紙ミよし

賦何連哥	九字 名のり
	八字 名のり
	七字 名のり
	九字 名のり

九句メより折返し表へ書

右を文台へ居硯相添へ持参 但し兼而  
下座之辺居置 床柱之元二下座二向ひ而着座筆を染而  
書人之披口を相待相相互二読合也、読合相満床二備へ而退

一 配膳并召使者当□へ□取勤之也

一 祢宜江も本膳中酒二而祝遣ス事

一 同日一臈分麴受取ニ参ル替りクロ米一升引替

一 同日七日御饌 政所詔刀 供一人

一 同七日朝熊村江礼返しニ遣ス岩田甚左エ門

素襖 家来中間一人 物持 兩人小遣銭なし

差樽 壹荷 酒一升 海老 壹連 数十

但し彼分五□計来候二付当方も同様ニ改遣ス

右下江 年寄方へ  
持参

塩魚 式尾

右後藤重蔵江

たれ柿 壹把

右世木寺威徳院先達江朝熊行分廻ルなり

松尾大夫江八当年分不遣也

右之通り也 若 無扱 差支之節者九日迄延引之事

一 同十三日麴米 十五日  
之料 請文 如前 五日

一 同十四日一臈分麴受取ニ参米引替如前 六日

一 同日十五日御饌 政所なし

一 同日御竈木奉納 政所 詔刀 供一人

一 同日小豆粥 壹桶 はしらもち  
あられ

差樽片足 壹荷カ

右政所分長官へ贈ル尾引十式文

一 同日分廿一日迄之内 口宣渡し政所 大紋

御館へ出ル 但し前日官家分  
沙汰有之

二月

一 朔日 歙山神事 政所 供一人

一 九日 祈年祭 詔刀 政所 供一人

春季神態詔刀用意可申事

三月

一 一日 麴来

一 二日 一臈分 麴取二来

一 三日 御饌 詔刀 政所 供一人

一 同日 小豆入強飯 壺桶 差樽

右政所の長官へ送ル 尾引十式問

一 同十九日 宮廻り子ら殿詰之事名代差遣し可申事

一 同下旬 国埼村御祓之事日記ニ有之相見合

神領米請取控 半紙半分二書

一 米四斗 壺駄八十式銅にてぬか代十匁

右之通槌ニ請取候也

□月 日 岩井田尚□ (判) 壺俵以上八十式匁にて ぬか代遣ニ不及

何村庄屋

はした米八十式銅も不包

何□門

十二月三日

高柳小三郎殿中嶋金の照殿始而御入来御祈禱致し候事諸事祈禱帳ニ委しく記ス右近挨拶之儀左近殿道ニ而出合候ニ付差支仍而口伝甲斐殿江頼代官替り横地殿左近殿大国是太郎此外略横地殿ニ右世話ニ相成申候

御被送り之節書面左之通

ミよし

一 筆啓上仕候先以御安康可被成候由珍重御儀奉存候然者先日者始御光来被成下御祈禱被仰付忝仕合奉存候

其後御道中無御滞御用被成御勤奉□恐悦仕候此度御被奉送候ニ付御安否奉窺度如斯御座候恐惶謹書

十二月四日 岩井田右近

尚行  (花押)

誰様

参人々御中

上封し美濃紙直地

御祓中進上式ツ入之者相替御両人名前宛は上を油紙ニ而包上書高柳殿江向送る高

柳之書状江中嶋分壺諸ニ送り申候中嶋江御達し被下度段書□江書候也

虫除祓受 稗田村 式本 御田扇 式本

塩屋村 式本 御田扇 式本 一宿取斗

□地主町江 式本を備ル事

〔欄外〕	迄二	四三	五五	式七	九八	十一	十二
------	----	----	----	----	----	----	----

文久三癸亥正月

岩井田右近内

奥田之物也

正月元旦十一日今十七日迄御祈参勤



〔欄外〕 大晦日の鱈 いわしめし 汁 年取物なし

正月元旦 清曇小風小雨小雪無之

同日 私参宮之来

同日 且中安全大盛備ル

同日 下田辺村の年玉 黒大豆 壺袋 米

尾引なし 但し餅

同夜 神々江燈明 年男行之

〔欄外〕 一 二日 はき初之事 / 年男之役也

〔欄外〕 一 同日朝祝 □の物 たつくり 大根つけ

〔欄外〕 一 同中飯祝白飯 鱈 たつくり・大根 汁 とびいわし

〔欄外〕 二日 朝祝 重の物 夕祝飯汁 鱈 なます 大根 あら 煮しめ

同二日 晴小風

同日 削初 酒 重の物 かつの子 煮豆 こぼふ 酢をかける ○雑煮

扇子壺本 銭なし

同日 朝熊村年寄二人年礼

俵餅拾枚 さし樽一荷

尾引五ト紙包

茶菓子三方 酒 重の物

雑煮 鉢 さし 吸物

下部等者は生節二而雑煮等なし

〔欄外〕 三日 朝祝かんの物 夕飯 煮込の祝 繪 柿根

一 同三日 清風

一 同日 宇仁中村五兵衛今年玉 白大豆 壹袋来

餅壹重遣ス

一 同日 同村 長作今年玉同断尾引同断

一 同日 平尾村与兵衛今年玉同断尾引同上

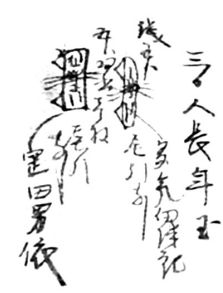
一 同日 齋宮次郎右エ門より年玉同断

尾引き同上

一 乾周次郎 年玉尾引同上

一 同日 上野村 栄吉<sup>大工</sup>エ門 ○年玉 餅尾引同上

〔欄外〕



三日 人長年玉 錢五ト 多氣伊津記 尾引  
 なし／五ハ羽書老枚 尾引なし 岡田男依／  
 元来は海老老れん 年玉に如何共五ト持参ニ  
 相包有之候事由 酒出スとは不及候也 酒出  
 スニ以てハ海老老れん持参司申事也

一 同日 人長多氣伊津記年礼ニ来 年玉五ト

酒出ス 三方雜煮 重の物 以上

一 同日 德輝 長官へ年礼ニ罷出候事


一 同日 親類に差樽遣ス

一 館 井面長官 中之切 中川二神主

一 川原 井面七神主 中之切 中川八神主

一 中川昌神主 中川安房 畑  
 一 坂親正 塩魚 横地宰記 酒  
 一 同四日 雨曇

(包み方の図解 抜粹 大宝院行等)



進物海苔五枚



一 同日 津大門町 大宝院

元日 御供御祓ごしら江

上の通

上箱紙包 上紙江上書



当国津大門町 大宝院様 御納所 岩(略) 因幡

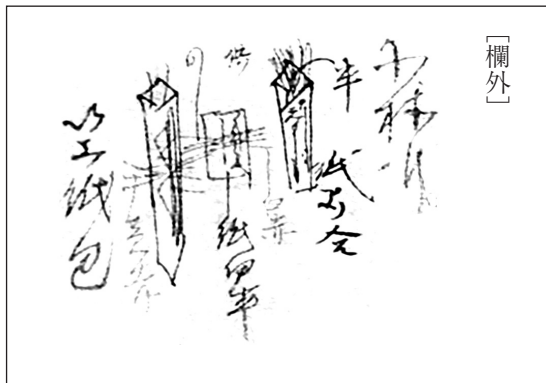
一 同日 中之地藏町 小林左右エ門方へ

元且御供御被遣ス

近物

御余りの饌 同の橋

〔欄外〕



〔欄外〕 麴請文 雛形

一 同日玉垣村へ 御酒麴来ル

上包半紙上書の事

麴請文

包かた半紙たて二ツ折ニテ巻包

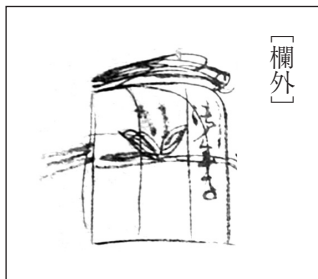


〔欄外〕 麴請文



一 同日横地様御年玉八状来ル 尾引□  
右者昨年々之新例也  
年礼

〔欄外〕



(中段)

六日  
長官へ  
目録  
一臆

一 柿 六拾  
一 梨 五拾  
一 橘 五拾  
一 柑子 五拾  
一 干魚 五拾  
一 生魚 壺尾  
一 海老 五具  
一 美濃紙 廿枚  
一 板折敷 廿枚  
一 杓 拾四本  
一 竈 祝儀 拾文

右之通下行使致候以上  
正月六日 岩(略)

内宮(略)

しな包上枚一紙のみ

(上段) 御宮納也  
六日一臆

看に  
のれん

看に之れ  
御出し可被成候以上  
正月六日 岩井田一臆  
御麴

み  
の  
紙  
半  
切  
上  
包  
な  
し

(下段) 権任歴名事

(上段)  
年礼

名の下り 五人以上つめる 紙ミヨシ

右依阿宮御電木  
当宮御電木調進

岩井田家  
政所

館「孫福様 中川采女様  
「井面様 橘様  
大國様 小孫福様 泉様 八幡様 横地様 椿様  
岡田「澤瀉様 兩上野様 腹卷様  
畑「中川安房様 中川鞠負様 佐八様 八羽様

(下段)  
中之切「綱様 中之館様 園田桃神主様 山本様 中川新神主様 松岡様  
浦田町「梅谷様 浦田海女 岡田内蔵様 坂様「大藤波様 園内匠様

新山本七太夫也 新□様 蘭岩佐様 小藤波様 泉様 米山様 世木様 園田隼

人様 梅かへ様 太郎様 中川様 玉串様

〔新屋敷 磯辺様 車様 和田様 下木様

〔川原 井面様

〔欄外〕京年当 右伊平

一 同日 通り合田大夫翁ののふを奉ル由申来

当方不参の由申遣ス

十二銅壺遣ス (図)

□□ふちやくふくのこと

一 同日 若菜連歌入用物

長官 当番分来ルたはこ壺

ひき茶壺 水引白赤 五種

海老 壺連十 白米五升

玄米五升 扇子 壺箱

料紙 ミヨシ 五枚

樽壺荷 酒壺升

一 六日 風

一 同日 若菜連哥 出席 当番代 五神主計

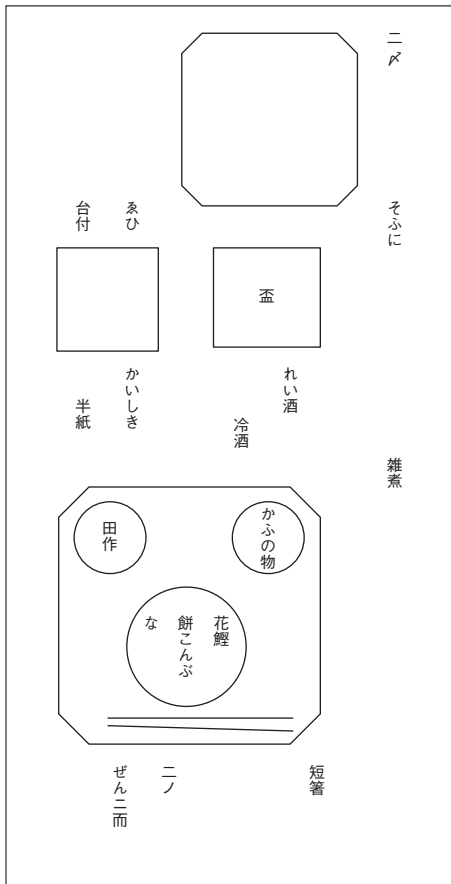
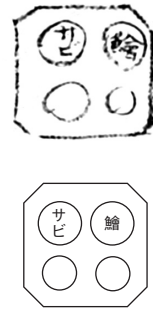
立花料紙 同箱硯

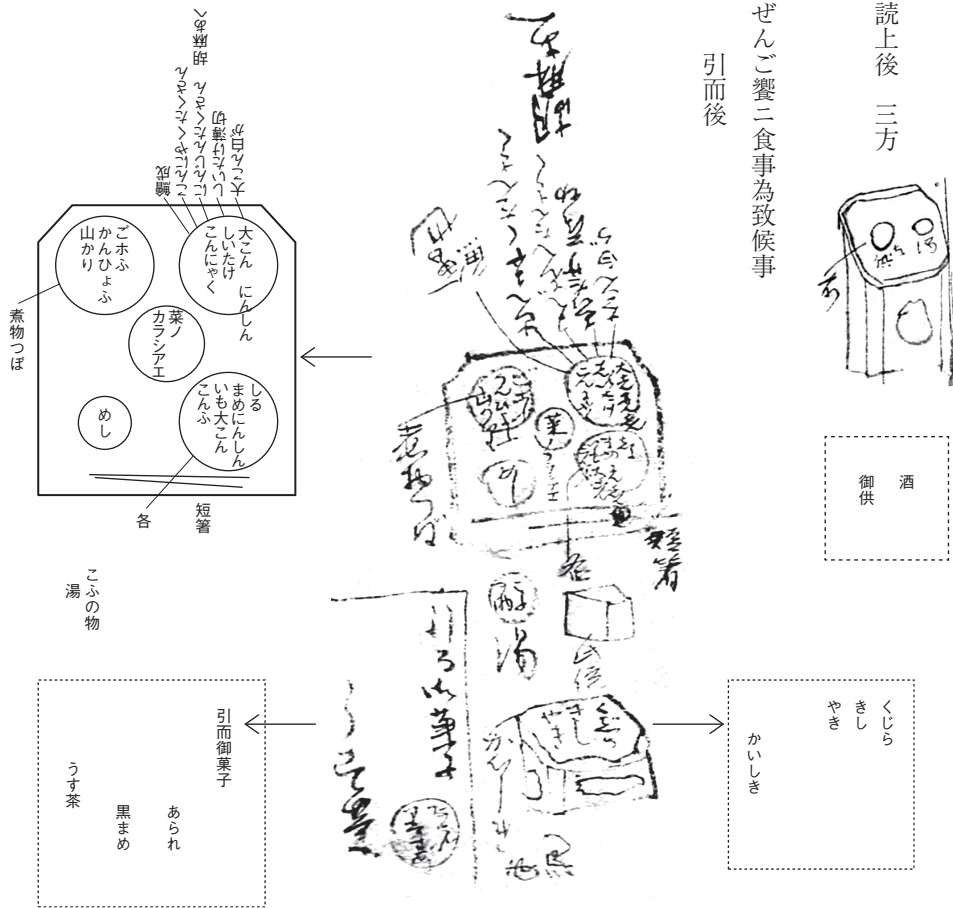
一 御煎茶 くわし

めいめいぼん



〔欄外〕六日夕朝祝





〔欄外〕一 六日 御竈木奉タツ人長参名りの下江親子共奉之字書之事

一 同日同文

明七日御饌□御勤可被下成候

以上

六日

壹臈

(略)

〔欄外〕

一 七日 朝熊村江年礼年番元□吉代へ中殿樽壹荷合 ゑひ壱れん十遣ス

小遣なし□

一 同日 長官の回文左之通り

夷船度々渡来己去秋泉州海岸来舶京畿程不遠人情不安加之六月十一日畿内并

諸国地震津浪等之変災愈深被悩宸襟依之盃下泰平

寶杵久萬民安穩御祈一七ノ日一社一同可抽精誠之旨御教書并祭主下知至来依之

本宮并伊雜宮江来十一日分十七日迄

一七ケ日之間參勤可有之候也

正月二日 内宮 政所大夫

一 臈

物忌中



尚々御祈初辰剋列參満座卯剋列參可為候其余參勤之方物辰剋迄二宿館江可申届候也

一 臆そ之書

別紙之趣二候ハ、各參勤可被成候以上

正月六日

一 臆

御仲間中

〔欄外〕

- 一 七日 山田松尾大夫江年礼中慰遣ス 年玉扇子巻箱
- 一 同日 世木寺江 同人年礼 年玉タレ樽壹個抱遣ス礼返し也

〔欄外〕

後 七日 朝祝い七草の祝 粥 かい柱もち たいこんつけ  
 八日 しる 辛未春□□ニテ

家内の館ヲ用

是実は十五日也

前 二日夕 神棚十五せん めし各三盛也 鱈 御酒  
 家内 さひ□し 鱈汁のし  
 なすな年方役 今夜燈明とほす

一 同日 有尔村の年礼

年玉

酒肴なし



尾引餅式重  
 宝札 葉式

明日

參上可仕候処夷国船用之時廻引之段候引申上候申候事

一 同夜七草 杓子巻本

なへとり巻れん 子良□遣ス

年取物不遣

〔欄外〕



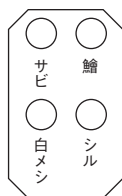
夕飯祝

六日

七日

八日 子良節事如例

〔欄外〕十四日 夜燈明とほす



高せん  
 かざりと  
 祝か

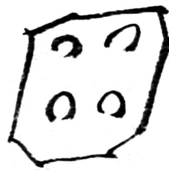
十日 玉串大内人分

俵田之御祓来御初穂料

五ト紙包遣ス事

同日仲間廻文之事

〔欄外〕五日



十四之ごとし

朝祝 あすきがゆ かゆ程家内ノせち餅也

〔欄外〕廿日 あんびんの外祝飯なし

同日 参□帳長官へ遣ス

常例 ぎん十二匁 同日 京蛸薬師

小川ノ角ノ北田屋長兵衛

本御供備ル事

本御供被壹包みの紙包

外ニ 伊平祓三十本遣ス事

進物矢五包 壹袋

甘のり五枚 酒の肴也

〔押紙〕

正月八日 大子良首事

皿 鱈 〆〆〆〆

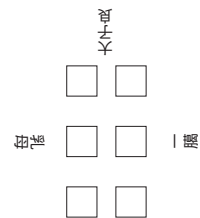
汁 角切 大根

こんぶ

まめ

芋

にんしん



煮物 午房

水こんにやく

たこ

二ノ膳

飯

引物 酒 大子良様分四寸 折敷二小壺式枚

小皿 糸ひ二切 丸切

もずく汁

重 蛸太煮

小皿 さし 三

にしん酢あへ

焼物 しら 下部江者 切焼物 但し代官江者 いなを付候事

お者 下男等へも本膳斗二而祝遣し候事

代官も如右 但しおは儀是迄送り膳之□度々有之

御同共当年も此方江可来由申入候処不参二候也

〔欄外〕

大々神楽 折物 早きぬ 一 全三尺／柄杓 壹本／早布 全三尺／あかね 全三尺／まわた 少々／葶 少々／こさ 二折／干魚 五ツ／箸 五せん／ふし 四ツ／のし 二／酒 五合／こんふ 二／玄米 五合／キアカ水引 五抱／白米 五合／ハタヒキ かわらけ 三十六枚／すきはら二拾四枚／半紙 五折／ふかの 二状

同十一日

御祈例参 并ニ私参

但し長官分廻文不来

仍而親等尚行参不帳調子之

次ニ藪田若狭ニ御改被成候処参可致之由ニ付参勤仕候事尤人長之失知也

両□□方廻文無之由

一 同日 常例 中尾虎之齋京都御地屋敷 同 以く

同 まつ

浅賀い へ江

半御供米

願意如常 銀六

一 十二日 御祈 参勤

一 十三日 御祈 参勤

一 同夜 外宮参拝

一 十四日 御祈 参勤

〔欄外〕

小役銭／八乙め 百文ツ、／白帳 同断／裾取 百文／茶方 同断／夷子 同断／□□御焚 同断  
竈溝／竈清メ 大神楽八百廿四ト／六百廿四ト

一 同日 長友江□□□□□□

一 同日 玉垣村分趨来

請文○七日

一 同日 宇仁 御竈木

れいはん書如七日 御宮納

同日

一 目ろくの事

同

一 のりとの事

一 同日 同日 口宣案到来長官分トッケ

一 十五日 御祈 参勤

一 同日辰の剋 口宣渡し

左近殿 種物ニ付代勤

一 同 御竈木神事 左近代勤

一 同日 長官江從政所 上物

一 さし樽 壹荷

一 小豆粥 壹桶

「欄外」  
 大神楽 折物／一 水引 三抱／一 白米 三合／一 酒 三合／一  
 のや 十二枚／一 半し 三折／一 はし 三七ん／一 はたひき 十二  
 一 のし 少々／一 こんふ 少々／一 ふし 二／一 竈清メ 百廿  
 四文 茶□五ト

- 一 同十六日 御祈 参勤
- 一 同十七日 御祈 卯剋 参勤
- 一 同十八日 長官の廻文

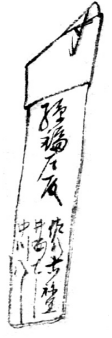
御名代山田江御者着被成候間 神前当直子良殿火之元廻り可被入念候弥明早  
 天御神拜被成候間諸事每度之通可被相心得候以上  
 正月十九日 内家司大夫

一臆  
 惣忌中

二月八日 六七八神主  
 以手紙□御達候然者我等事

当年加次如級京都江御願申上候処無滞成  
 勅許候依之趣御承知申達候 此由公文江も御通達可給候也  
 二月八日 定制判

守国判  
 経晴判



孫福左殿 佐八六神主  
 井面七 (略) 中川八 (略)

岩井田家資料『留主中心得雜記』文久元年(一八六一)(濱千代)

同返事

御紙面致拜見候然者当年順次御加汲二付京都江御頼被成候度無滞成  
 勅許之由承知仕候目出度御儀二御座候尚公文江被可申達候右御返書如此二御座候  
 以上



名前判

- 一 同日今日之詔刀書
- 一 同日手紙出ス
- 一 九日 長官の告状

明十日石河土佐守殿大久保右近様堅通御参宮  
 内院御拜二而諸事近例嘉永五年十二月佐々木信濃守殿御参宮等之様二御尋可有  
 之候

二月九日  
 二月十一日 私参宮仕候事

「欄外」今日 下郷 神事御座候 左通勤之

二月十一日 政所大夫の告状左之通此度。両宮江臨時奉幣可被為在候  
 来ル廿三日發遣 廿六日一御参着。  
 廿七日午剋 可被奉納。  
 官幣之旨祭主下知到来二而。  
 各可被存知候也

二月十一日 内政所大夫  
 二臆  
 物忌中

右二付一臈分副状

別紙之趣告知候通各御承知參勤可被候 以上

正月十一日

一臈

御仲間中

一 十八日 尚芳殿廻文

各様兼々御安全奉賀候然者。当日廿七日從京都臨時。奉幣可被為仕候付別紙書附。一通政所大夫分被差候二付。入御覽候白川殿一殿手水之義。祇承二而相除候様との儀二御座候。尤京都分被申聞候趣二候猶又。饗膳之献盃白川殿者祇宜中。二而被相除候旨二御座候右之外。九月例幣之節之通相心得。可申旨二御座候

右二付各様思召之。儀も御座候ハ、御申越可被候 以上

二月十七日

年番

阪 正親

腹卷越後様

孫福彈正様

孫福右近様

岩井田左馬様

孫福左近様

岩井田丸様

孫福福丸様

此廻文止分早々御返却可被下候 以上

両宮江臨時奉幣可被

為在来廿三日御発遣 廿六日御参着

廿七日午剋 可被奉納

官幣二而 祭主下知到来二候

例之通 出勤可有之候 以上

二月廿六日 内宮 政(略)

祇承中

尚々使者白川殿御参向候ハ、手水役可被相勤候 以上

此度臨時奉幣仕御参向之由右近承ハ我等相勤可申候

御仲間中へ其段御託置可申尤人長勤者致不申都而心伕之勤ニも致呉候不可相勤節者自是所望可申候

以左□□德輝者神事ト望候処相憚□□□□番之□勤為致可申候心得相見へ候得共左様人之代勤務者致候御申召其旨を以仲間中江披露頼致候其餘ハ御達可申候 以上

二月十六日

尚芳神主

同至

尚行

別紙之通越後方ニ申納候間入御□□如而返事致し候□□哉各様思召者御聞被候相頼上候 以上

二月十七日

阪正親

御筆改申候御手□為□ 候得共拙者解兼申候御一統思召被仰出候上又、承り

申□節万之□も少し御咄承り申 候間何れ□ニ可申候 以上

二月十八日

德輝

十九日

津

大宝院分使客卷人

元旦御供料也

金百疋持参候右請文

一金 百疋

右者元朝御供御祈禱料儘二収納仕候為念如斯御座候 以上

卯 二月十九日 岩井田印

用場

大宝院様

御納所

三月廿七日 曇 臨時奉幣 權任中参内可仕由二付参拝仕候事

三月一日 朔日 私参宮 風氣二付参勤不仕候

同日 明日御饗 詔刀書

同日 從玉垣御神酒麴来請文正月如四日

同日 長官江下行物目錄

栗	五拾	栗	七本
橘	五拾	橘	七本
柑子	五拾	柑子	七本
柿	五拾	柿	七本
干魚	壹尾	干魚	七本
生魚	五尾	生魚	七本
海老	五具	海老	七本
みの紙	廿枚	みの紙	七本
批折敷	廿枚	批折敷	七本
杓	七本	杓	七本



竈播銭 十文

右之通下行可給候 以上 岩(略)

一臈

□□

三月二日

同日有仁分御竈来御 宮江納メ可来旨申遣久也

同日 松尾大夫分御供米来仍請文 孫江十二銅壹遣久

覚

一米 三斗也

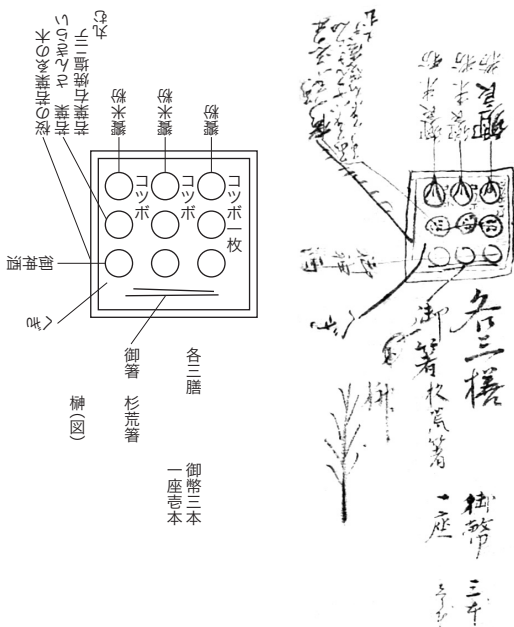
右儘二御預り申上候 以上

三月五日

岩井田

番所 □

同日十日 明十一日山宮祭用々意



舗設 三枚

御神酒

先是二門祢宜中掛銭取アツメ

藤波三三文中川三三三文中藤波四二文佐八六二文中川八二二文

一 十一日 参宮

一 同日 虫除祈請米 一相泊

一 廿一日参宮 不日

四月朔日 不日

十一日 参

十四日 御衣 祓承 参

一 同日 久崎村江送り物之仕□

御祓 平伊 三十劔 (匁 「政所大夫」)

はん茶 ミノ紙三ツ切 小袋 三十

ミノ紙一枚 大袋 二

メ凡菴きん余

一 四月廿一日 私参宮 参

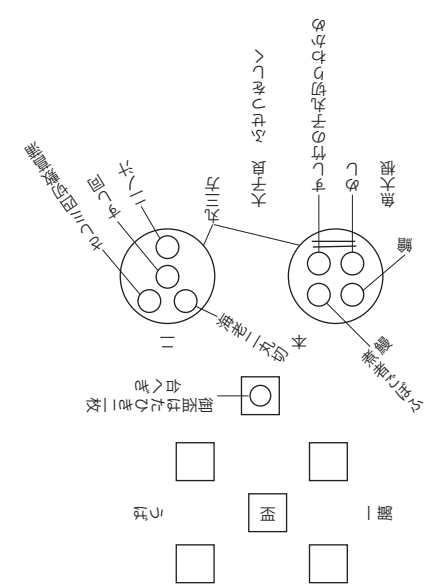
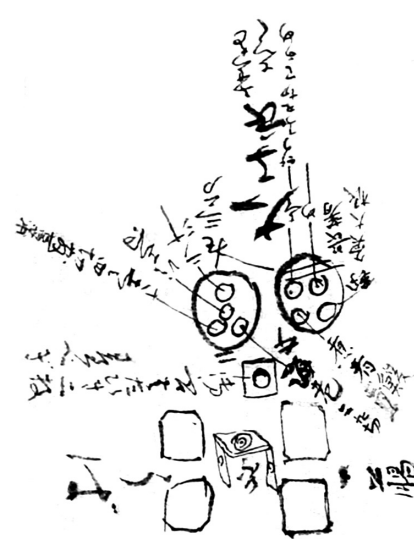
五月朔日 参

同二日家司大夫手紙之返書

一 朔日大盛御供調進

五月大子良様 祝飯

先御茶御菓子御茶台御菓子台共へギ



一 同十一日 御祈 参勤

一 同日楠部村へ 大御田祭用

扇子三十本 本笠 三かい絵共

二福神絵二枚

いろく絵十二枚

十四日執行 参勤

一 十二日 御祈 参勤

一 十三日 御祈 参勤

一 十四日 御祈 参勤仕候也

一 同日 大御田祭執行也

一 同廿二三日 来月中調刀如文等書之

一 廿二日 京都丸山ワシ尾町

吉野屋丸山等御供申上

半御供祈ニ山栄講中

祓三十 伊平 加伴山栄講

一 五月廿日塩屋村虫除祓請来彼村之分

三本遣ス但し白子白子町之分式本コトツテ遣ス一夜泊(泊)但し西村蘭大夫

江着宿

中村

ハタゴちん三人前

六十文岩井田分遣ス



一 六月二日ひふ田屋はいけ仕候事例之通

一 同十三日 明後十五日御浜出二付

腹調丸用意一眼三拾粒入也

一 同十四日 昨日用意之腹調丸祓宜中江奉納

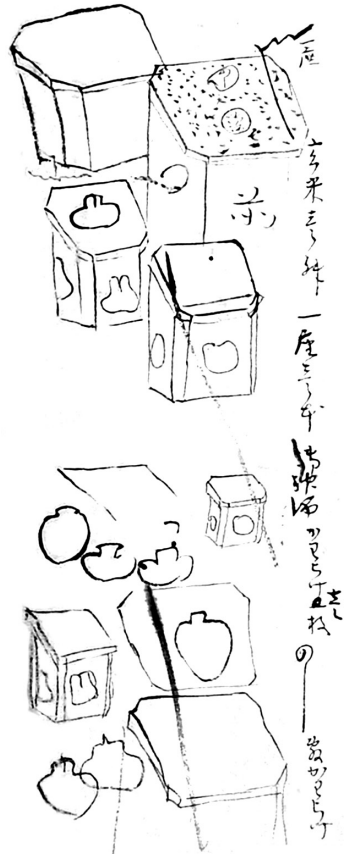
但し一祓宜宿館守へ祓宜中江配具候様頼置事明日之入用

一 同日政所大夫分ハイゲ奉納如例

一 同日玉垣村分例之通麴奉納ニ付長官宿館江持参一万度来玉垣村麴役人物代江為持遣ス事例之通当方不及於請文

一 同日 尾崎分ほふろく大小十二枚取ニ来明日神事入用也

一 同十六日政所祓 政所 布 袍衣 御巫内人 衣冠



一 同日のし 頂戴 一臆政所 請之 沓包五十ツ、

先是 十四日御饌麴 五升米

役人請取之一祓宜宿館村参一万度 のし相済 請文来

岩井田役人請取之麴役人江遣ス如例

七月二日 来四日柏流神事詔刀用意

七月七日 政所大夫分官家そふめん十二抱 のし進上 本来長そふめん 目方十二文目

預しらへ 尾引 十二銅

同日 井戸水替 祝飯如例

八月朔日 年中行事二有 沓荷仍

指櫛 片荷 カマス 改之

干魚 十枚

右長官江進事如例

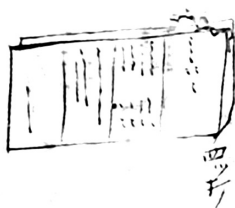


但しカマス不調時ハムツを以てことわる

- 一 九月五日 田上主人来九日御饌米到来一臈 役人一人於大良レ子殿請取之四斗也

- 一 同七日白玉垣村御饌麴到来 九日御用也 仍而 請文如例

- 一 同日 參宮帳書物忌中並尚行物忌者ミの紙△此レ此へ△よことじ尚行ハミの紙横折



- 一 同日本宮並別宮ノ諸詔刀書荷文同断
- 一 八日長官レ下行目録如例

- 一 同十七日大子良様御用意むしろ用意「わらハ用新 但し古ワラノ用事ニ不用 意乍之

九月九日 菊ノ御饌參勤政所代

同日強食一食繼樽片政所レ長官へ送尾引十二文

九月十六日有仁レ御竈到来大四枚小四枚合八枚也請預置事

- 一 十月十五日 竈ぬり 同役人江下行

- 一 玄米 壹升 一 麻 壹結 一半紙 壹枚

- 一 おまさ 壹 一 青銅二百文 以上

- 一 山栄講中御祓用意

中瀬年預へ□□遣入事

丸山や阿弥 吉野屋新右エ門 同断

- 一 且中二当參狀用意并二色々

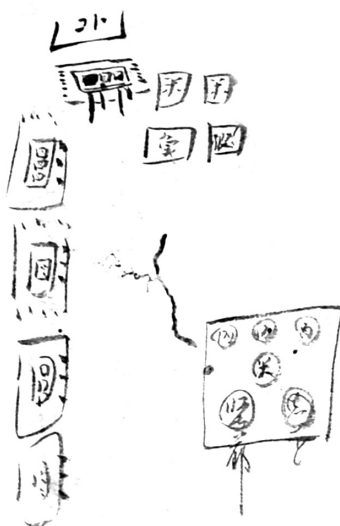
- 一 十一月朔日 初申氏神祭

幣六本 壹座壹本へぎ二枚 きよふ三

かわらけ ふせつ壹枚 榊壹本

配膳 壹人

- 一 同日 氏神祭



- 一 昨日 山神館へ米 黒 壹升 遣入

右者今朔日御祭之節御備可申候様申遣入事

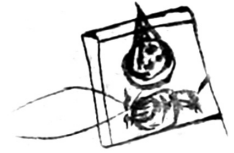
- 一 明日レ初申掛銭取二遣

藤波二神主 三十 文 中川三 十二 藤波四 十二 佐八六 十二 中川八 十二

- 一 朔日 祝飯二度 初申二付 例之通二御書通

- 一 七日 曇小雨

- 一 同日 下館町大山神へ御饌調進



御供 小豆入大盛敷土器  
御餐 海老細刻 敷土器はた引

十月十三日 雨二付 落し 覚 当ばん

今日吉日二付 門花仕 候事為ばへ

出席人類 小方未定候二付

中瀬穂作

片岡文左衛門

中瀬年預 親子

畚井田

河内惣三郎

西方人未定

同夜

祝飯 高菜

めし

しる 魚メ切

大根椀切

煮物 蛸 里いも

こんにやく

鱈 あえませ

焼物 小鯛くらいの物也

後膳



盃 米 鯉ぶし

一臈与盃致候事 次ニ参銭用意

本宮 外宮 明朝御参玄□遣ス

大国 右者路用壱メ文之内ニ而出ス

えびす

おほへ

銭 家内上四

奉公人者壱人前ナニ銅も也

右も壱メ文之内ニ而遣ス也

以上

十一月八日 関東代官小□□出立当船

同十日江戸代官出立